

公 印 省 略
20260324中第6号
公取企第48号
令和8年3月27日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏
まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮につ
いて

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。昨年来、米国の関税措置や特定国によるレアメタル・レアアースの輸出管理の厳格化など、国際情勢の変化が原材料価格に影響を与えている中で、今般の原油価格の高騰の影響も加わり、原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが強く懸念されています。

かかる状況下においても、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するため、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化の取組が阻害されることのないよう、貴団体におかれましては、団体所属の委託事業者等に対し、下記の事項について周知徹底を図るなど、適切な措置を講じていただくよう、要請いたします。

記

1. 取適法・振興法の遵守、サプライチェーン全体での取引適正化

中小受託事業者と委託事業者との取引については、本年1月1日に施行された中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。以下「取適法」という。）において、協議に応じない一方的な代金決定を禁止するほか、通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定める「買ったたき」や、有償支給原材料等の代金を支払日より早く支払わせることなどを禁止しています。

また、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）第3条に基づく「振興基準」においても、「取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するもの」とされています。

これらを踏まえ、中小受託事業者から価格交渉の申出があった場合には、積極的に応じ、原材料価格、エネルギーコスト、労務費等の上昇分を考慮した上で、十分に協議を行い、取引対価を決定するなど、適切な価格決定を行ってください。特に、直近で急激に価格が上昇している原材料・エネルギー等を使用して製品等を製造している事業者に対しては、当該原材料・エネルギー等の価格上昇分を取引対価に反映するため、通常の価格改定の時期を待たずに積極的に協議を行うなど、特段の配慮をいただきますよう、お願いいたします。

さらに、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））では、取引の対価の一方的な決定や、不当な減額、支払遅延など、取引上の優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を禁止しています。

取適法や振興法、独占禁止法の趣旨を踏まえ、原油をはじめとする、原材料・エネルギー等の世界的な供給不安定化や価格上昇が危惧される中においても、中小企業・小規模事業者が賃上げを継続できる環境を整備するため、取適法の対象取引に限らず、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2. 相談窓口・資金繰り支援の周知

中小企業庁では、昨今の国際情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、全国約1,000箇所に「中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置しています（参考1参照）。

また、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）において、原油価格高騰をはじめとする原材料価格・エネルギーコストの上昇による影響を受けており、一定の要件を満たす事業者に対して、金利の引下げを実施しています（参考2参照）。

さらに、中小企業庁では、企業間の取引全般に関する相談について弁護士等の無料相談などで対応する「取引かけこみ寺」を全国48か所に設置し、各種

の相談対応を行っています（参考3参照）。また、公正取引委員会では、「買いたたき」を含む取適法の解釈に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口」を設置し、相談を受け付けています（参考4参照）。

これらの取組について、会員企業をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

3. 取引適正化に係る調査への協力

(1) 中小企業庁による調査

中小企業庁は、毎年3月、9月に設定した「価格交渉促進月間」のフォローアップとして、本年4月から、中小企業30万社へのアンケート調査や、取引Gメンによるヒアリングを実施します。当該調査結果は、業種別に集計し公表するとともに、発注者ごとに価格交渉・価格転嫁等の状況を整理した「発注者リスト」を公表します。また、状況が芳しくない事業者に対しては、振興法第4条に基づく指導・助言、勧奨を実施しています（参考5参照）。

本件調査は、取引先との関係について、実情を国にお伝えいただく貴重な機会ですので、アンケート票が届いた中小企業におかれては、ぜひ積極的に御回答いただきますよう、御協力をお願いいたします。

(2) 公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、毎年、「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施し、令和7年度は令和7年12月にその結果を公表したところです（参考6参照）。当該調査では、価格転嫁を妨げていることが疑われる等の発注者に対し、立入調査の実施や注意喚起文書の送付を行ってきたほか、相当数の取引先について協議を経ない取引対価の据置き等が確認された場合には、事業者名を公表してきました。当該調査については、令和8年度においても引き続き実施する予定です。

本調査は、価格転嫁を推進する上で事業者の皆様からの情報が非常に重要であるところ、アンケート票が届いた事業者におかれては、ぜひ積極的に御解答いただきますよう、御協力をお願いいたします。

4. 違反行為に関する情報提供

公正取引委員会及び中小企業庁は、「買いたたき」などの違反行為を行っている委託事業者に関する情報を中小受託事業者が匿名で提供できる「違反行為情報提供フォーム」を通じて、広範に情報を受け付けています（参考7参照）。法違反が懸念される取引の状況については、積極的に情報を提供いただきますよう、お願いいたします。

公正取引委員会は、関係省庁と緊密に連携しつつ、中小受託事業者等から寄せられる情報も活用し、執行強化の取組を進め、取適法及び独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していくこととしています。これらの取組についても、会員企業をはじめとする関係事業者に広く周知をいただきますよう、お願いいたします。

以上

【参考１】 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260323004/20260323004.html>

【参考２】 日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html

【参考３】 取引かけこみ寺
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

【参考４】 不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口
<https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/shitauke.html>

【参考５】 「価格交渉促進月間」の取組及び調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

【参考６】 「令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251215_tokubetsuchousa.kekka.honbun.html

【参考７】 違反行為情報提供フォーム
公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

中小企業庁
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_daikin.html

国 自 貨 第 7 1 0 号

20260325 中 庁 第 1 0 号

公 取 企 第 4 9 号

令 和 8 年 3 月 2 7 日

農 林 水 産 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
経 済 産 業 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
国 土 交 通 省 関 係 団 体	代 表 者	殿
公益社団法人 全日本トラック協会	会 長	殿

国 土 交 通 大 臣

(公印省略)

中 小 企 業 庁 長 官

(公印省略)

公正取引委員会委員長

(公印省略)

燃料価格高騰時におけるトラック運送業の価格転嫁の徹底について（要請）

トラック運送業における取引適正化及び価格転嫁の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢を受け、トラック運送事業者が使用する軽油を含む燃料価格が高騰しつつあることに加え、石油販売会社がタンクローリーによる大口購入者向け軽油の販売停止や数量の制限を行っており、従前どおりの軽油の調達が難しくなっている状況がみられるなど、トラック運送事業者の事業運営に支障が生じることが懸念されております。

政府においては、燃料油価格の緊急的激変緩和措置を講じ、燃料価格の高騰を抑制するとともに、石油備蓄を放出することで、国内における燃料油の供給安定化を図っているところですが、我が国の国民生活や経済活動を支える社会インフラである物流を支えるトラック運送事業者が安定的に事業を継続するためには、これまで他業種と比べて価格転嫁が進んでいないトラック運送業において、運賃交渉・運賃改定の促進や燃料サーチャージ制度の導入などにより、今般の燃料価格の変動分も含め、荷主・元請事業者等に対する構造的な価格転嫁を実現することが不可欠です。

またその際、本年1月より、新たに、発荷主のトラック運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格

交渉に関する指針(労務費転嫁指針))に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、本日付けで経済産業大臣、公正取引委員会委員長、国土交通大臣を含む各省庁事業所管大臣の連名で、中小受託事業者に対する価格転嫁等に関する配慮要請を、関係事業者団体代表者あてに発出したところですが、特に、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念されるトラック運送事業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも、下記事項につきまして特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 運送受託者（実運送事業者等）との適切な協議による価格決定について

今般の燃料価格の高騰を受けて、軽油価格上昇分の運賃・料金への反映のため、燃料サーチャージ制度の導入や取引条件の変更に係る協議の求めがあつたにもかかわらず、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことや、トラック運送事業者が運賃・料金の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で相手方に回答することなく、従来どおりに運賃・料金を据え置くことは、独占禁止法や取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となりうることにご注意ください。

その上で、現下の状況を踏まえ、燃料価格等が上昇した場合には、予め定めた運賃改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、運送受託者においては、物価等の価格変動が反映されている公表資料を基礎として、燃料サーチャージ制の導入を含めた運賃・料金の変更について協議を求めること、また、荷主・元請事業者においても、当該協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、運賃・料金が決定されるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年改定)において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和6年3月に国土交通省が告示した「標準的運賃」では燃料サーチャージが規定され、各社が定めた基準価格を超えた場合は別に収受するよう定めています。

このような趣旨も踏まえ、荷主・元請事業者におかれては、運送を依頼するトラック運送事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入することについて十分に御理解いただき、当該制度の導入を受け入れていただくなど、燃料価格の変動を適切に運賃・料金に反映する取組を進めていただくよう要請いたします。

また具体的には、タンクローリーによる大口購入の軽油の供給が停止し、やむを得ず購入先を切り替えた結果として燃料の購入単価が上昇した場合など、先月２８日からの現下の中東情勢の悪化前における軽油価格からの価格上昇を含め、実際の燃料費負担が増加した客観的事実がある場合には、当該燃料費の上昇分をご負担いただくようご配慮をお願いいたします。

以上

【参考資料】

- ・（国土交通省）トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>

※ 燃料サーチャージ制運賃の導入例（燃料価格上昇前の額を基準価格とする例）

1. 基準となる燃料価格の設定（2月27日時点の価格）・・・（B）
2. 改定する価格帯（きざみ幅）の設定・・・（A）
3. 燃料サーチャージ算出上の価格の設定（購入時の価格）・・・（C）
4. 燃料価格上昇額の算出・・・（D）

$$C - B = \boxed{D} \text{ (円/L)}$$

改定する価格帯 (2月27日時点の価格) (A)	基準価格 (B)	燃料サーチャージ算出上価格 (購入時の価格) (C)	算出上の燃料価格上昇額 (D)
(B)未満	〇〇円	サーチャージ廃止	
(B)～〇〇円未満		(A)欄に示す平均値 C1 円	D1 円
〇〇～〇〇円未満		C2 円	D2 円
〇〇～〇〇円未満		C3 円	D3 円
〇〇～〇〇円未満		C4 円	D4 円
〇〇～〇〇円未満		C5 円	D5 円

- ・（国土交通省）トラック運送業における適正取引推進ガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001972281.pdf>

（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン（令和7年12月改訂）より抜粋）

荷主と協議のうえ、軽油の基準価格を設定し、

〔燃料サーチャージ額＝

キロ程（km）÷燃費（km/ℓ）×算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）〕

を運賃とは別建てで上乗せしている。（実運送事業者に再委託する場合にも、軽油価格上昇分を転嫁した運賃設定としている。）

燃料サーチャージの計算にあたっては、次のように取組を実施した。

- ① 基準となる燃料価格、燃料価格の一定の変動幅とその算定上の上昇額及び使用車両の燃費を把握し、設定する。
- ② 距離制貸切運賃など、トラックの運賃体系に対応した燃料サーチャージの適用方法を決定する。
- ③ 燃料サーチャージの改定及び廃止する場合の条件を設定し、適用時に荷主に明示して協議している。

- ・（国土交通省）標準的運賃について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html
- ・（中小企業庁）受託適正取引等の推進のためのガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ・（内閣官房・公正取引委員会）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・（公正取引委員会）令和８年１月１日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitpatrol_lea_flet.pdf
- ・（公正取引委員会）中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は取適法へ
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- ・（中小企業庁）価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>